

CEDI-WGの活動報告 および EDIに関する最近のトピックス

2021年5月25日
CEDI-WG

CEDI-WGの活動報告

1. CEDI-WGのミッション
2. CEDIから提供可能なEDI仕様文書
3. CEDI-WG 2020年度の活動報告
4. CEDI-WG 2021年度の活動計画

EDIに関する最近のトピックス

補足資料

- A. INSネットデジタル通信モード終了に伴うJPCA-BPの対応
- B. INSネットデジタル通信モード終了に伴うFBの対応
- C. 適格請求書保存方式導入に伴う対応
- D. (抜粋元のURLパス)

1. CEDI-WGのミッション

■ 石化協EDI標準(Chem eStandardsとJPCA-BP)の維持管理

- ・石化協EDI標準の維持管理(標準を利用している企業からの標準改定要請対応)
- ・EDI環境変化への対応
- ・CEDIから提供可能なEDI仕様文書の管理

■ 標準遵守意識の喚起・向上

- ・CEDI/ITフォーラム 及び EDI入門セミナー の開催
(今年度は、それぞれ2021/5/25、2021/6/22を予定)

2. CEDIから提供可能なEDI仕様文書

・提供可能文書一覧

EDI標準	分類	文書形式	文書名	版
JPCA	BP	PDF	石油化学工業協会ビジネスプロトコル標準書	2
	資料	PDF	テクニカルレポート一覧	-
CeS	BP	Word Excel	Usage Guidelines～日本におけるChem eStandards 利用指針～	2.1.0
	BP	Excel	物流版 Usage Guidelines	1.0
	資料	Word	Chem eStandards™ V4 のメッセージ概要説明	1.0
	システム	Word Excel	CEDI システム導入ガイド	1.3
	システム	Word	Web-EDI 開発ガイドライン	1.0
(JPCA-BP) インターネットEDI移行		PDF	インターネット E D I 移行の手引き、利用ガイドラインSSL/TLS 方式編	1.0.1
(CeS,JPCA-BP) 適格請求書保存方式対応		PDF	消費税率改定及び適格請求書保存方式によるCeS及びJPCA-BPの改訂点)	-
Z-CEDI		PDF	ZEDI金融EDI情報の石化協標準	-

3. CEDI-WG 2020年度の活動報告①

昨年度からの緊急事態宣言により、2020/5/26に予定していたCEDI ITフォーラムは資料のみの公開となり、また6月に予定していたEDI入門セミナーは中止となった。今年度のCEDI-WG会合は5/11と9回開催したが、何れもリアル&Teams或いはTeamsのみでの実施となった。

◆活動概要と活動報告

1. 適格請求書等保存方式に関するEDI標準改定対応

2023/10より導入される適格請求書等保存方式に伴い、EDI標準（JPCA-BP及びChem eStandards）の改定が必要となったため、昨年度に作成していた改訂案（EDI項目の追加、廃止、および設定ルールの変更）を情報通信委員会所属メーカーに確認頂き、確定版として正式にリリースした。（2021年2月）また、石油化学工業協会ビジネスプロコル標準書（通称“青本”）の改訂版を作成した。

2. Chem eStandards のUsage Guidelinesバージョンアップ

2014年度にCEDIからOAGIに対して、Chem eStandardsの改定要請を行い、Chem eStandards V5.4で反映されていたので、石化協で作成しているUsage Guidelinesのバージョンアップを実施した。（2021年2月に正式リリース）

◆活動概要と活動報告（続き）

改訂資料は以下の通り（対象メッセージは7つ）

- ・Usage Guidelines 表紙目次・本文
- ・別冊A（Chem eStandards項目説明表）
- ・別冊B（共通コード表）
- ・別冊C（Chem eStandards標準の項目使用方法）
- ・別冊D 1（Chem eStandards「基本モデル」とJPCA-BPとの対比）
- ・別冊D 2（Chem eStandards「コミッションモデル」とJPCA-BPとの対比）

3. INSネットデジタル通信モード終了に伴うインターネットEDIへの移行対応

2019年度に2024-WGでは、JPCA-BPのインターネットEDI化に向けて「移行の手引き」「利用ガイドライン」を作成し、

EDIサービス事業者の提供サービスの石化協としての認定を行った。

認定期間を1年としているので、2024-WGから引き継いだ作業として、現在認定されている4事業者、7ソリューション継続の審査を行った。（4～5月）

また、他業界の状況などの情報収集のためにJiEDIA運営委員会に参加した。
なお第3回（11/25）には、石化協におけるインターネットEDIへの移行状況について石化協内でアンケート調査を実施し、結果を報告した。

3. CEDI-WG 2020年度の活動報告③

◆活動概要と活動報告（続き）

4. EDI入門セミナーの開催

EDI業務初心者向けのセミナーを、（入社や異動の時期を考慮して）例年6～7月頃に開催しており、今年度は2021/6/22に開催を予定。

5. CEDI ITフォーラムの開催（2021/5/25実施）

- （1）CEDI-WGの活動報告 及び EDIに関する最近のトピックス
 - ・ EDIの「2024問題」（NTT東西による固定電話網IP化対応）
 - ・適格請求書保存方式導入に伴う対応
 - ・CeS UsageGuidelineの改訂版（V2.1.0のリリース）
- （2）石化協認定のEDIサービス事業者のサービス説明

6. その他

（テレワークに端を発した）EDI拡大等への取り組みに関する各社状況の共有

4. CEDI-WG 2021年度の活動計画

■ 石化協EDI標準(Chem eStandardsとJPCA-BP)の維持管理

石化協EDI標準の維持管理(標準を利用している企業からの標準改定要請対応)

- ①適格請求書等保存方式(2023/10開始)への対応、及び、
INSネットデジタル通信モード終了(2024/01)に伴うEDIのインターネット化対応
(JPCA-BP,FBなど)
→各社の対応状況把握と注意喚起、及び対応への取り組み促進のための啓蒙活動 等
- ②EDIサービス事業者の提供サービスの認定
→各社からの申請内容の確認と認定
- ③JiEDIAへの参加
→情報収集と必要情報のメンバー各社への共有

CEDI-WGにて提供しているEDI仕様文書の維持・管理

- ・必要に応じて適宜実施

EDI化の更なる取り組み

- ・具体的な対策があれば検討(経産省からの要請など)

■ 標準遵守意識の喚起・向上

- ・EDI入門セミナーの開催(2022年6~7月頃予定)及び、
CEDI ITフォーラムの開催(2022年5月頃予定)

EDIの「2024年問題」

INSネットデジタル通信モードが2024年1月にサービスを終了。

音声（アナログ）回線はサービス継続となるが、通信遅延が発生することが判明している。

→JPCA-BP等は、通信回線の音声（アナログ）回線、INSネットデジタル通信モードに限らず、インターネットEDIに切り替える等の対応が必要（⇒補足資料A）

（2022年12月までの対応を推奨）

→銀行の総合振込（FB）についても影響があり、

全銀EDIシステム（ZEDI）に切り替える（⇒補足資料B）、或いは、

（例えばNTTデータのAnserDATAPORTを利用する）など 何らかの対応が必須

適格請求書保存方式導入に伴う対応

区分記載請求書等保存方式（2019年10月～）及び2023年10月からの適格請求書等保存方式導入に伴い、JPCA-BP及びCeSを改訂しています。

（EDI項目の追加、廃止、および設定ルールの変更）

→JPCA-BP及びCeSは、対応が必要（⇒補足資料C）

CeSのUsageGuidelines V2.1.0のリリース

UsageGuidelinesをCeS V6.0対応版にバージョンアップしています。

→石化協ホームページに掲載

対応基本方針

＜石化協 webサイト 及び CEDi webサイト に掲載＞

固定電話のIP網への移行に伴い、NTT東西から ISDN（INSネット デジタル通信モード）の2024年1月のサービス提供終了が公表されている。

化学業界EDI標準の1つである「JPCA方式」のEDIの多くが固定電話サービスを利用しており、サービス終了までに固定電話サービスに代わる新しいデータ通信手段（回線）に変更しなければ、EDI取引に遅延が生じたり、EDI取引ができなくなる。（EDIの「2024年問題」）

石油化学工業協会では、影響の少ない方法として、次の基本方針で対応する。

- 通信フォーマット : 通信フォーマットは現状維持
- 通信プロトコル : 全銀協標準通信プロトコル（TCP / IP 手順・広域 IP 網）
- セキュリティ : 原則、クライアント証明書・サーバ証明書を採用
- 推奨スケジュール : 2022年12月までの完了を目標

石化協認定のEDIサービス事業者のサービス

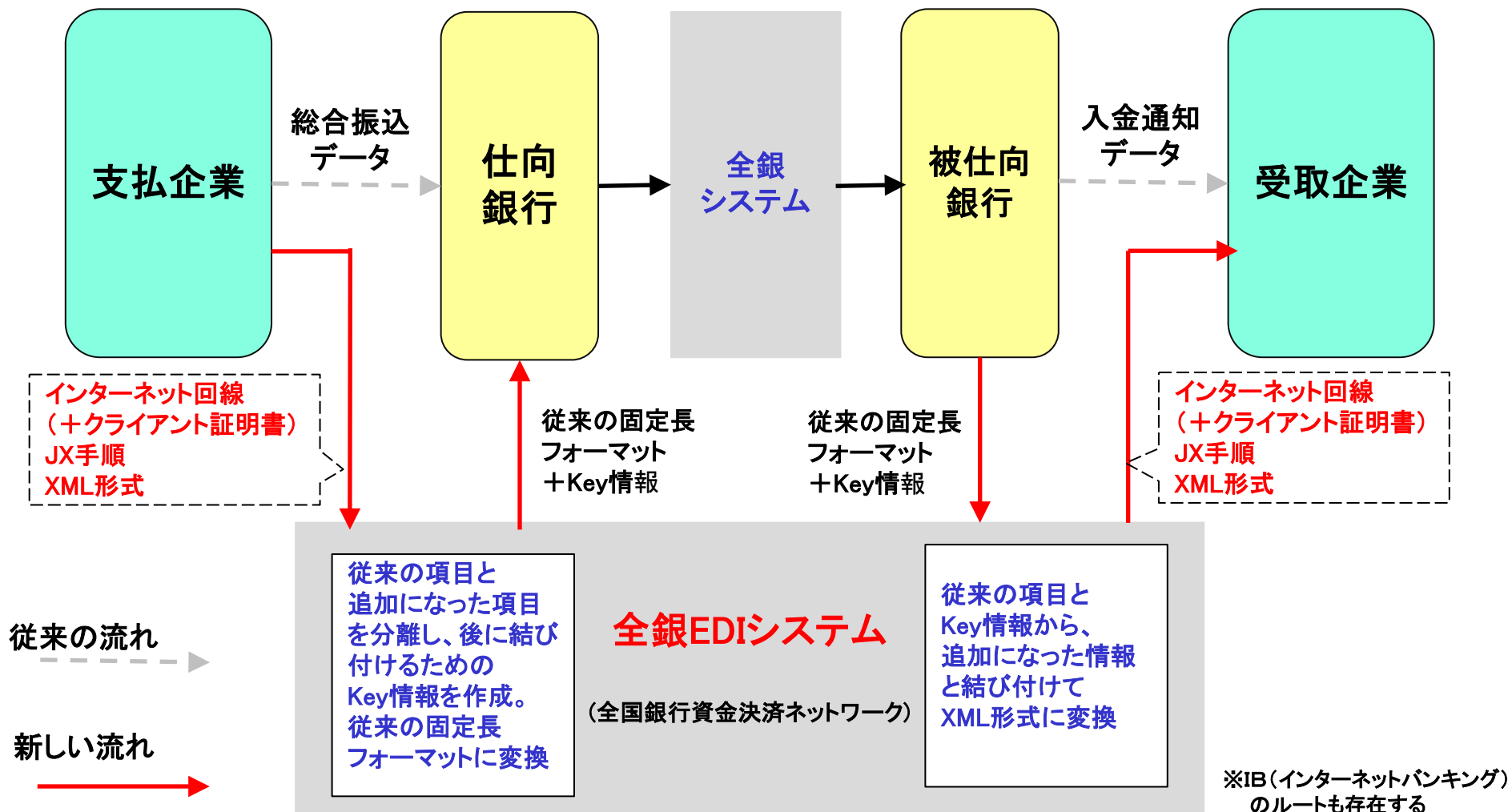
■認定制度への申請状況および、認定状況

2020年05月26日時点では、以下の4社7ソリューションが合格となり、CEDiサイトに企業名、ソリューション名を公開している。

認定ソリューション一覧

認定 番号	事業者名	ソリューション名		有効期限
		EDIパッケージソフトウェア名	もしくは EDIサービス名	
CEDI-001	株式会社TOKAIコミュニケーションズ	JFT/Lite Net		2021年5月31日
CEDI-002	株式会社データ・アプリケーション	ACMS Apex（エーシーエムエス エイペックス）		
CEDI-003	株式会社データ・アプリケーション	ACMS B2B（エーシーエムエス ビートゥービー）		
CEDI-004	株式会社データ・アプリケーション	ACMS Lite Neo（エーシーエムエス ライトネオ）		
CEDI-005	株式会社データ・アプリケーション	ACMS/WS（エーシーエムエス ダブルエス）		
CEDI-006	株式会社オーグス総研	eCubenetサービス		
CEDI-007	株式会社インテック	EINS/EDI-Hub Nex		

全銀EDIシステム（ZEDI）



振込依頼と入金通知のフォーマット変更点

固定長フォーマットからXMLフォーマットに変更となり、取引情報などの通信項目を増やせるようになった



一般社団法人 全国銀行協会

4-4. 現行フォーマットとXMLフォーマット

現行フォーマットのイメージ

総合振込レコードフォーマット データ・レコード(計120桁、うちEDI情報20桁)

データ区分 (1桁)	銀行番号 (4桁)	被仕向銀行名 (15桁)	支店番号 (3桁)	被仕向支店名 (15桁)	手形交換所 (4桁)	預金種目 (1桁)	口座番号 (7桁)	受取人名 (30桁)
2	0123	XXXXキンコウ	123	XXXXXXXXXX	4567	1	1234567	XXXXXXXXXX

振込金額 (10桁)	新振込コード (1桁)	EDI情報 (20桁、固定長)	指定区分 (1桁)	識別表示 (1桁)	ダミー (7桁)
001000000	1	012345ABCDEFGアイエオカキ	7	Y	

現行フォーマットの特徴・課題

現行の全銀協制定のレコードフォーマットは固定長であり、項目毎に桁数(固定)が定められている。

現行フォーマットの「EDI情報欄(20桁)」は、**20桁では足りない※等の理由により**、あまり利用されていないのが実態。

※支払通知番号や請求書番号、日付など消込みに必要な情報が桁数不足で格納できない。

XMLフォーマットのイメージ

<支払情報>
振込情報 ... 被仕向銀行名、受取人名、振込金額等
<支払明細>
<EDI情報>
<注文明細>
<注文番号>1</注文番号>
<商品名>おいしい水500ml</商品名>
<個数>10</個数><消費税>8%</消費税>
<金額>1200</金額><単位>円</単位>
</注文明細>
<注文明細>
<注文番号>2</注文番号><商品名>単4電池</商品名>
<個数>4</個数><消費税>8%</消費税>
<金額>324</金額><単位>円</単位>
</注文明細>
</EDI情報>
</支払明細>
振込情報 ...
</支払情報>

© 2017 JAPANESE BANKERS ASSOCIATION

XMLフォーマットの特徴・効果

XMLフォーマットは、データ項目の内容・長さやデータ間の関係を自由に設定・変更できるなど、柔軟性・拡張性を備えている。
左記の例では、開始タグ<商品名>および終了タグ</商品名>により、「**おいしい水500ml**」が商品名として意味付け(マークアップ)されている。

情報量が拡張された金融EDI情報を活用して**決済関連事務の合理化などが可能に※なる**。

※受取企業側では売掛金の消込作業、支払企業側では振込明細に係る受取企業からの照会対応に係る業務負担の軽減が期待される。

全国銀行協会「決済事務の効率化に向けた金融 EDI の利活用について」(2017年10月24日)より抜粋

15

EDI情報の石化協標準（全銀協からの要請もあり2018年度に制定）

全銀フォーマット項目を継承し、追加項目を利用しないことを想定した標準
（「EDI情報」項目がなくなることから、「EDI情報」の代替えとして備考を追加）

標準①（追加項目なし）

・業界区分:	003	必須	（全銀協が設定）
・データ区分:	001	必須	
・備考:	文字20	任意	（従来の“EDI情報”に相当）

決算事務の効率化目的に沿い、システムの・運用的に最も対応負担の少ない
項目として、請求書番号を通信対象とした標準

標準②（対象となる請求書番号をすべて設定）

・業界区分:	003	必須	（全銀協が設定）
・データ区分:	002	必須	
・備考:	文字20	任意	（従来の“EDI情報”に相当）
・請求書番号:	文字20	任意	（n回の繰り返し）
・	：	：	
・	：	：	

(1) 各請求書等保存方式の記載事項の比較

請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式、および
適格請求書等保存方式の請求書等の記載事項の比較

請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式
軽減税率導入前	2019/10～	2023/10～
・書類の作成者の氏名又は名称 ・課税資産の譲渡等を行った年月日 ・課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 ・課税資産の譲渡等の税込価額 ・書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称	左記の記載事項に加えて ・軽減対象資産である旨 ・税率ごとに合計した税込価額	左記の記載事項に加えて ・適格請求書発行事業者の登録番号 ・軽減対象資産である旨 ・税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率 ・税率ごとに区分した消費税額等 ・返品時は、売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日

(2) 各保存方式に関するJPCA-BPの改定内容

1) 区分記載請求書等保存方式（2019/10開始）に関するJPCA-BPの改定内容 **（既に改定済み）**

対応事項	検討課題	改定内容
軽減対象資産である旨	左記項目は存在しない。	現状の「課税区分」（1:課税、2:非課税）を（1:標準税率、2:非課税、3:軽減税率、4:経過措置）とする。
税率ごとに合計した税込価額	現状の出荷請求データは、明細単位の送信のみで、請求金額を合計する運用は存在しない。	出荷請求データは現状通り明細単位の送信のみとし、仕入側が、税率ごとに区分して合計した税込価額を、支払データの「支払金額」に設定して送信する。（※1）

（※1）国税庁の「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（令和元年7月改訂版）」（以下、国税QA集）の問59（書面と電磁的記録を合わせた仕入明細書）に、請求側からは明細単位でのEDI送信のみで、仕入側が月まとめて支払通知書（税率ごとに区分したもの）を書面で交付する事例でも要件を満たす、との見解が示されている。これに基づき、支払通知書を電磁的記録の保存要件を満たす前提で、支払データに置き換えたもの。

(2) 各保存方式に関するJPCA-BPの改定内容

2) 適格請求書等保存方式（2023/10開始）に関するJPCA-BPの改定内容

対応事項	検討課題	改定内容
適格請求書発行事業者の登録番号	左記項目は存在しない。	登録番号の項目を追加する。
軽減対象資産である旨	区分記載請求書等保存方式（2019/10開始）にて対応済み	
税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率	「税率ごとに合計した税込価額」は、区分記載請求書等保存方式（2019/10開始）にて対応済み	
	適用税率の項目は存在しない。	適用税率の項目を追加する。
税率ごとに区分した消費税額等	消費税の端数処理について、国税QA集に、明細ごとに1円未満の端数処理を行いそれを合計することは認められないとある（※2）。これに対して、JPCA-BPでは、明細ごとに端数処理を行っているのが一般的である。	出荷請求データ～支払明細データでは、「消費税額」と「税込請求額」は使用不可とする。支払データで、課税区分・適用税率ごとに計算した消費税額等を「消費税額」に設定する（※3）。
返品時は、売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日	左記項目は存在しない。	「返品資産の基譲渡日」の項目を追加する。

(2) 各保存方式に関するJPCA-BPの改定内容

(※2) 国税QA集の問37（適格請求書に記載する消費税額等の端数処理）に、以下の記載がある。

「一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。」

(※3) 国税QA集の問45（複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理）に、納品書単位で端数処理を行った消費税額等の合計額を請求書に表示してもよいとある。これに従って、出荷請求データの明細を納品書とみなし、請求側が端数処理を行い出荷請求データに設定した消費税額等を、仕入側が適用税率ごとに合計し、支払データに設定する対応に問題があるかを、京橋税務署(石化協の管轄税務署)に確認を行った結果、回答は以下の通りであった。

【回答内容】

取引(納品書)ごとに端数処理して複数取引の合計額で請求することは問題ないが（問45）、一回の取引の内で商品ごとに端数処理することは認められない（問37）。

従って、一取引が出荷請求データの一明細であれば問題ないが、一取引が複数明細になっていると問題である。システム的に対応が難しいのは理解するが、要件を満たさないと課税事業者として認められず、改正法では罰則規定もあるので十分に注意されたい。

【JPCA-BP改定案の考え方】

一注文で複数商品の納入もあるため、一取引複数明細が前提で対応するのが妥当と判断。よって、請求側が出荷請求データの明細単位で端数処理を行い、消費税額等を設定することは適切ではないと判断した。

(3) 各保存方式に関するChem eStandardsの改定内容

1) 区分記載請求書等保存方式(2019/10開始)に関するChem eStandardsの改定内容 **(既に改定済み)**

●「軽減対象資産である旨」への対応

- ・TaxTypeCodeで、課税区分を表す。
(VA:標準税率、ZZ:軽減税率、OH【オーエイチ】:経過措置)
尚、非課税は、従来通り、「TaxableFlag」で表す。
- ・変更対象メッセージは、以下の通り。
Invoice、PaymentDetail、AcceptanceNotification

●「税率ごとに合計した税込価額」への対応

- ・Invoiceメッセージを使用している場合、仕入側がInvoiceの「TaxTypeCode」ごとに区分して合計した税込価額を、PaymentDetailメッセージの「LineItemTotal>MonetaryAmount>MonetaryValue」に設定する。
- ・Invoiceメッセージを使用せず、AcceptanceNotificationメッセージを使用している場合、仕入側が、AcceptanceNotification の「TaxTypeCode」ごとに区分して合計した税込価額を、PaymentDetailメッセージの「LineItemTotal>MonetaryAmount>MonetaryValue」に設定する。

(3) 各保存方式に関するChem eStandardsの改定内容

2) 適格請求書等保存方式（2023/10開始）に関するChem eStandardsの改定内容

対応事項	対象メッセージ	改定内容（※4）
適格請求書発行事業者の登録番号	Invoice	SellerのTaxIdentifierNumber(411)を使用
	PaymentDetail	SellerのTaxIdentifierNumber(238)を使用
	AcceptanceNotification	SellerのTaxIdentifierNumber(283)を使用
軽減対象資産である旨	区分記載請求書等保存方式（2019/10開始）にて対応済み	
税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額	「税率ごとに合計した税込価額」は、区分記載請求書等保存方式（2019/10開始）にて対応済み	
適用税率	Invoice	InvoiceTotalのTaxRate(293)を使用 （従来より対応済み）
	PaymentDetail	ShippingのTaxRate(386)を使用
	AcceptanceNotification	LineItemTaxableTotalのTaxRate(646)を使用

（※4）項目名の後の「(数字)」は、Usage Guidelines の【別冊A】Chem eStandards項目説明表の各トランザクションの「連番」の数字を表す。

(3) 各保存方式に関するChem eStandardsの改定内容

対応事項	対象メッセージ	改定内容
税率ごとに区分した消費税額等 (JPCA-BPと同様に、消費税の端数処理について、明細ごとに1円未満の端数処理を行いそれを合計することは認められない)	下記3メッセージでは、明細ごとの税込金額項目と税額項目は使用不可とする。 また、PaymentDetailで、課税区分・適用税率ごとに計算した消費税額等を設定する。	
	Invoice	● 下記項目は使用不可とする。 ・InvoiceTotalのMonetaryValue(282) (合計税込請求額) ・TaxAmountTotalのMonetaryValue(300) (合計税額) ・Pricing (PriceType=Taxes) のPricingLumpSumのMonetaryValue(517) (税額) ・Pricing (PriceType=GrossPrice) のPricingLumpSumのMonetaryValue(517) (税込金額)
	PaymentDetail	● 下記項目は使用不可とする。 ・ShippingのMonetaryValue(377) (支払税額) ・LineItemTotalのMonetaryValue(408) (税込支払金額) ● 課税区分・適用税率ごとに計算した支払金額・消費税額等を下記に設定 ・TotalAmountPaidのMonetaryValue(156) (合計税込支払金額) →従来からの使用項目 ・DiscountAmountのMonetaryValue(152) (合計税額)
	AcceptanceNotification	● 下記項目は使用不可とする。 ・Pricing (PriceType=Taxes) のPricingLumpSumのMonetaryValue(586) (税額) ・Pricing (PriceType=GrossPrice) のPricingLumpSumのMonetaryValue(586) (税込金額) ・LineItemTotalのMonetaryValue(605) (合計税込検収金額)

(3) 各保存方式に関するChem eStandardsの改定内容

対応事項	対象メッセージ	改定内容
返品時は、売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日	Invoice	PricingのReferenceInformationのDateTime(537)を使用
	PaymentDetail	ShippingのTaxLocation(381)を使用
	AcceptanceNotification	LineItemTaxableTotalのTaxLocation(641)を使用

(4) 適格請求書保存方式への移行について

1) 適格請求書等保存方式への移行は、2023/10以前に行ってもよい（※5）。

（※5）国税QA集の問50（令和5年9月30日以前の請求書への登録番号の記載）に、
以下の記載がある。（一部を抜粋）

「適格請求書の発行に対応したレジシステム等の改修を行い、適格請求書の記載事項を満たした請求書等を発行する場合にも、その請求書等は、区分記載請求書等として必要な記載事項を満たしていますので、区分記載請求書等保存方式の間に交付しても問題ありません。」

2) メーカ・商社各社が、一斉に同時移行するのは難しいと思われるため、以下の対応を推奨する。

- ・現行方式（区分記載請求書等保存方式）との並存を前提に、移行方法を検討する。
- ・個社が一斉切替を実施する場合は、相手先と十分な調整期間を設ける。

■ 当資料作成元URLパス

石化協（CEDi関連資料）

<https://www.jpca.or.jp/cedi/>

NTT東西

「固定電話のIP網への移行後のサービス及び移行スケジュールについて」（2017年10月17日）

■ NTT東日本 公表資料

http://www.ntt-east.co.jp/release/detail/pdf/20171017_01_01.pdf

■ NTT西日本 公表資料

<https://www.ntt-west.co.jp/news/1710/pdf/171017a.pdf>

全国銀行協会

「決済事務の効率化に向けた金融 EDI の利活用について」（2017年10月24日）

https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/pr/news291113_1.pdf

全国銀行資金決済ネットワーク

「金融EDI情報標準 登録一覧」

<https://www.zengin-net.jp/zedi/pdf/standard-edi.pdf>

https://www.jpca.or.jp/cedi/activity/data/Z_CEDI.pdf

ご清聴ありがとうございました

ご質問等ありましたら、以下までご連絡下さい

お問い合わせは、
CEDI-WG（石化協内）
TEL：03-3297-2011